## 資料4 協議事項資料

## 生活交通確保維持改善計画 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 令和4年5月23日 (協議会名称) 焼津市地域公共交通会議

#### 1. 生活交通確保維持改善計画の名称

・焼津市地域内フィーダー系統確保維持計画 「大井川焼津線運行事業」

#### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

#### (1) 事業の目的

本市では、平成29年度に「焼津市地域公共交通網形成計画」を策定し、本市における 公共交通の目指すべき役割を明確化し、将来のまちづくりと連携した望ましい公共交通ネットワークのあり方をまとめた。

本事業は、「焼津市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内大井川地区を運行する自 主運行バス路線について、幹線に対する支線として機能させ、一体的な公共交通ネットワ ークを構築し、地域住民の生活交通を確保することを目的とする。

#### (2) 事業の必要性

「大井川焼津線」は、地域住民の日常的な通院や買い物における交通手段と、JR焼津駅への移動ニーズが高い大井川東部地域におけるJR東海道線への乗継の交通手段として、また、市外から大井川地域を訪れる方へのJR焼津駅から乗継なしで大井川地域への交通手段を確保するものである。

この移動需要に対応するため、サービス水準と公的負担のバランスを踏まえ、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークとして、移動手段の確保・維持を図る必要がある。

なお、市役所大井川庁舎を中心に、西部地域や南部地域を運行していた「大井川西部循環線」は、利便性向上を図るため令和4年4月からデマンド型乗合タクシーに移行しており、令和6年度の本格運行化を目指して運行を行っている。

#### 3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

【沿線人口当たりの年間利用者数】

目標:大井川焼津線 1.0 人

(沿線人口:大井川焼津線 34,416人)

#### 【収支率】

目標:大井川焼津線 15.2%

#### 【バス停留所別乗降者数目標】

目標:大井川焼津線(焼津駅前、焼津市立病院前、大井川庁舎) 乗降者数 16,160 人

### (2) 事業の効果

① 大井川東部地域から市立総合病院及び大型商業施設への移動手段が確保されている。

大井川焼津線の運行により、日常生活で必要な通院や買い物が可能な主要施設への交通手段が確保されている。

② JR焼津駅への移動手段が確保されている(大井川焼津線)

大井川焼津線の運行により、「大井川東部地域から J R 焼津駅への移動手段」が確保され、焼津地区への移動や、J R 東海道線を活用した広域的な移動が可能となっている。

### 4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線図、時刻表の公共施設等への配置 (焼津市)
- ・ 市内転入者への路線図、時刻表の配布 (焼津市)
- ・バス停別時刻表の作成及び沿線施設への掲示協力の依頼 (焼津市)
- ・自主運行バスを利用した史跡巡りの実施 (焼津市)
- ・その他自主運行バスを含むバス路線の利用方法の周知及び啓発事業 (焼津市)

## 5. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要 及び運行予定者

① 運行系統の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付表1の他、路線図、時刻表を添付

• 大井川焼津線

大井川庁舎~焼津市立総合病院~JR焼津駅を結ぶ路線 ※焼津市立総合病院にて五十海大住線(補助対象地域間幹線系統)に接続

- •運行開始 平成24年4月1日
- ② 運行事業者の決定方法 入札により、運行事業者を決定

なお、令和4年4月からの運行予定事業者は、入札により運行事業者を決定予定

6. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

焼津市が運行事業者に委託料を支払い費用の負担者となる

#### 7. 補助金の交付を受けようとする補助事業者の名称

補助対象事業者は本計画において運行予定者となっている者

#### 8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

#### 【令和2年度】

・令和2年7月29日 令和3年度生活交通確保維持改善計画の協議及び合意

#### 【令和3年度】

・令和3年5月26日 令和4年度生活交通確保維持改善計画の協議及び合意

#### 【令和4年度】

(・令和3年5月23日 令和5年度生活交通確保維持改善計画の協議及び合意)

#### 10. 利用者等の意見の反映

本計画の協議を行う焼津市地域公共交通会議には、自治会連合会、さわやかクラブやいづ連合会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の代表が参加している。また、大井川地区の地域に携わる委員で構成した大井川分科会による協議や、住民へのアンケート調査、バス利用者への直接の聞き取りなどを実施しており、利用者の意見は反映されている。

#### (1) 【市民アンケート調査】

・実施時期:平成29年8月 ・対象地域:焼津市内全域

·調查方法:郵送配布/郵送回収

・配布: 4,000 世帯 ・回収: 1,209 世帯 (回収率: 30.2%)

【大井川地区アンケート調査】

・実施時期:令和2年9月 ・対象地域:大井川地区

·調查方法:郵送配布/郵送回収

・配布:1,500 世帯 ・回収:522 世帯 (回収率:34.8%)

#### (2)乗降調査の際の面接調査

・毎年実施する乗降調査の際、職員が利用者に要望等を聞き取りしている。

#### 11. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・静岡県地域交通課
関係市区町村	・焼津市
	・しずてつジャストライン(株)
交通事業者・交通	・(株)アンビ・ア
	・(一社)静岡県バス協会
	・静岡県タクシー協会志太榛原支部
施設管理者等	・しずてつジャストライン労働組合
	・静岡県島田土木事務所
	・静岡県焼津警察署
地方運輸局	· 中部運輸局静岡運輸支局

その他協議会が 必要と認める者

- 燒津市自治会連合会
- ・さわやかクラブやいづ連合会
- · 焼津市民生委員児童委員協議会
- 燒津市社会福祉協議会
- · 静岡福祉大学

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

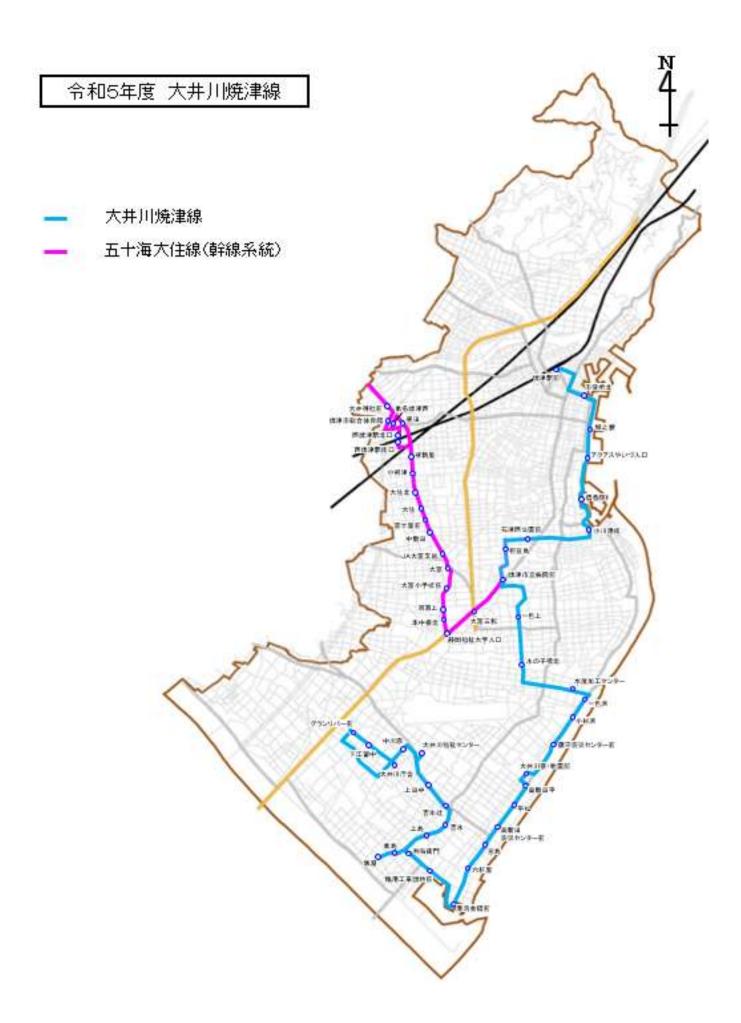
(住 所)静岡県焼津市本町二丁目 16番 32号

(所 属) 焼津市建設部道路課

(氏 名) 山本 真人

(電 話)054-626-2166

(e-mail) douro@city.yaizu.lg.jp



# 大井川焼津線時刻表 (焼津駅行き)

R4.4.1

		平日							土曜・日	曜·祝日	3
	申請番号	(1) - (2) (2) - (1)						(1)	(2)	(2)	(2)
車椅子乗降	バス停留所	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
0	大井川庁舎	7:00	9:23	11:14	13:10	15:39	17:30	7:59	10:33	13:10	15:53
0	下江留中	<b>↓</b>	9:25	11:16	13:12	15:41	<b>↓</b>	<b>↓</b>	10:35	13:12	15:55
	グランリバー前	<b>↓</b>	9:26	11:17	13:13	15:42	<b>↓</b>	<b>↓</b>	10:36	13:13	15:56
0	中川原	7:02	9:31	11:22	13:18	15:47	17:32	8:01	10:41	13:18	16:01
0	大井川福祉センター	7:03	9:32	11:23	13:19	15:48	17:33	8:02	10:42	13:19	16:02
0	上田中	7:04	9:33	11:24	13:20	15:49	17:34	8:03	10:43	13:20	16:03
0	吉永辻	7:05	9:34	11:25	13:21	15:50	17:35	8:04	10:44	13:21	16:04
	吉永	7:06	9:35	11:26	13:22	15:51	17:36	8:05	10:45	13:22	16:05
	上島	7:07	9:36	11:27	13:23	15:52	17:37	8:06	10:46	13:23	16:06
0	飯淵	7:09	9:38	11:29	13:25	15:54	17:39	8:08	10:48	13:25	16:08
	東島	7:10	9:39	11:30	13:26	15:55	17:40	8:09	10:49	13:26	16:09
0	利右衛門	7:11	9:40	11:31	13:27	15:56	17:41	8:10	10:50	13:27	16:10
	臨港工業団地前	7:13	9:42	11:33	13:29	15:58	17:43	8:12	10:52	13:29	16:12
0	港湾会館前	7:15	9:44	11:35	13:31	16:00	17:45	8:14	10:54	13:31	16:14
0	六軒屋	7:17	9:46	11:37	13:33	16:02	17:47	8:16	10:56	13:33	16:16
0	宮島	7:19	9:48	11:39	13:35	16:04	17:49	8:18	10:58	13:35	16:18
0	高新田防災センター前	7:21	9:50	11:41	13:37	16:06	17:51	8:20	11:00	13:37	16:20
	平松	7:22	9:51	11:42	13:38	16:07	17:52	8:21	11:01	13:38	16:21
	高新田平	7:23	9:52	11:43	13:39	16:08	17:53	8:22	11:02	13:39	16:22
0	大井川寮・睦園前	7:24	9:53	11:44	13:40	16:09	17:54	8:23	11:03	13:40	16:23
0	藤守防災センター前	7:26	9:55	11:46	13:42	16:11	17:56	8:25	11:05	13:42	16:25
	小杉浜	7:27	9:56	11:47	13:43	16:12	17:57	8:26	11:06	13:43	16:26
	一色浜	7:28	9:57	11:48	13:44	16:13	17:58	8:27	11:07	13:44	16:27
0	水産加工センター	7:30	9:59	11:50	13:46	16:15	18:00	8:29	11:09	13:46	16:29
	木の子橋北	7:33	10:02	11:53	13:49	16:18	18:03	8:32	11:12	13:49	16:32
	一色上	7:35	10:04	11:55	13:51	16:20	18:05	8:34	11:14	13:51	16:34
0	焼津市立病院前	7:40	10:09	12:00	13:56	16:25	18:10	8:39	11:19	13:56	16:39
0	祢宜島	7:42		12:02	13:58		18:12	8:41	11:21	13:58	16:41
	石津西公園前	7:44		12:04	14:00		18:14	8:43	11:23	14:00	16:43
	小川港南	7:48		12:08	14:04		18:18	8:47	11:27	14:04	16:47
	信香院	7:49		12:09	14:05		18:19	8:48	11:28	14:05	16:48
	アクアスやいづ入口	7:52		12:12	14:08		18:22	8:51	11:31	14:08	16:51
	城之腰	7:54		12:14	14:10		18:24	8:53	11:33	14:10	16:53
0	市役所北	7:56		12:16	14:12		18:26	8:55	11:35	14:12	16:55
0	焼津駅前	8:01		12:21	14:17		18:31	9:00	11:40	14:17	17:00
キロ程		21.7km	17.6km	24.0km	24.0km	17.6km	21.7km	21.7km	24.0km	24.0km	24.0km

<sup>※</sup> 運休日:12月29日~1月3日 8月13日~8月15日は土曜·日曜·祝日ダイヤでの運行となります。

<sup>※</sup> 車椅子の乗車可能なバス停は、バス停名の左側に〇マークで表示してあります。

# 大井川焼津線時刻表 (大井川庁舎行き)

R4.4.1

									土曜・日	曜∙祝日	1(4.4.1
	申請番号	(3) - (3) (3) - (3)						(3)	(3)	(3)	(4)
車椅子乗降	バス停留所	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
0	焼津駅前	8:11		12:00	14:27		18:41	9:20	12:00	14:40	17:30
0	市役所北	8:14		12:03	14:30		18:44	9:23	12:03	14:43	17:33
	城之腰	8:16		12:05	14:32		18:46	9:25	12:05	14:45	17:35
	アクアスやいづ入口	8:17		12:06	14:33		18:47	9:26	12:06	14:46	17:36
	信香院	8:19		12:08	14:35		18:49	9:28	12:08	14:48	17:38
	小川港南	8:21		12:10	14:37		18:51	9:30	12:10	14:50	17:40
	石津西公園前	8:24		12:13	14:40		18:54	9:33	12:13	14:53	17:43
0	祢宜島	8:26		12:15	14:42		18:56	9:35	12:15	14:55	17:45
0	焼津市立病院前	8:28	10:19	12:17	14:44	16:35	18:58	9:37	12:17	14:57	17:47
	一色上	8:32	10:23	12:21	14:48	16:39	19:02	9:41	12:21	15:01	17:51
	木の子橋北	8:34	10:25	12:23	14:50	16:41	19:04	9:43	12:23	15:03	17:53
0	水産加工センター	8:37	10:28	12:26	14:53	16:44	19:07	9:46	12:26	15:06	17:56
0	一色浜	8:39	10:30	12:28	14:55	16:46	19:09	9:48	12:28	15:08	17:58
0	小杉浜	8:40	10:31	12:29	14:56	16:47	19:10	9:49	12:29	15:09	17:59
0	藤守防災センター前	8:41	10:32	12:30	14:57	16:48	19:11	9:50	12:30	15:10	18:00
0	大井川寮・睦園前	8:43	10:34	12:32	14:59	16:50	19:13	9:52	12:32	15:12	18:02
0	高新田平	8:44	10:35	12:33	15:00	16:51	19:14	9:53	12:33	15:13	18:03
0	平松	8:45	10:36	12:34	15:01	16:52	19:15	9:54	12:34	15:14	18:04
0	高新田防災センター前	8:46	10:37	12:35	15:02	16:53	19:16	9:55	12:35	15:15	18:05
0	宮島	8:47	10:38	12:36	15:03	16:54	19:17	9:56	12:36	15:16	18:06
0	六軒屋	8:48	10:39	12:37	15:04	16:55	19:18	9:57	12:37	15:17	18:07
0	港湾会館前	8:50	10:41	12:39	15:06	16:57	19:20	9:59	12:39	15:19	18:09
	臨港工業団地前	8:52	10:43	12:41	15:08	16:59	19:22	10:01	12:41	15:21	18:11
0	利右衛門	8:53	10:44	12:42	15:09	17:00	19:23	10:02	12:42	15:22	18:12
	東島	8:54	10:45	12:43	15:10	17:01	19:24	10:03	12:43	15:23	18:13
0	飯淵	8:56	10:47	12:45	15:12	17:03	19:26	10:05	12:45	15:25	18:15
	上島	8:58	10:49	12:47	15:14	17:05	19:28	10:07	12:47	15:27	18:17
	吉永	8:59	10:50	12:48	15:15	17:06	19:29	10:08	12:48	15:28	18:18
0	吉永辻	9:00	10:51	12:49	15:16	17:07	19:30	10:09	12:49	15:29	18:19
	上田中	9:01	10:52	12:50	15:17	17:08	19:31	10:10	12:50	15:30	18:20
0	大井川福祉センター	9:02	10:53	12:51	15:18	17:09	19:32	10:11	12:51	15:31	18:21
0	中川原	9:04	10:55	12:53	15:20	17:11	19:34	10:13	12:53	15:33	18:23
0	下江留中	9:08	10:59	12:57	15:24	17:15	19:38	10:17	12:57	15:37	<b>↓</b>
	グランリバー前	9:09	11:00	12:58	15:25	17:16	19:39	10:18	12:58	15:38	<b>↓</b>
0	大井川庁舎	9:13	11:04	13:02	15:29	17:20	19:43	10:22	13:02	15:42	18:24
キロ程		24.4km	18.0km	24.4km	24.4km	18.0km	24.4km	24.4km	24.4km	24.4km	21.9km

<sup>※</sup> 運休日:12月29日~1月3日 8月13日~8月15日は土曜・日曜・祝日ダイヤでの運行となります。

<sup>※</sup> 車椅子の乗車可能なバス停は、バス停名の左側に〇マークで表示してあります。

表了 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

	市区町村名				<b>季</b> 単	がた/ <b>丰</b> ロコ																		
	運送予定者名	ボイつジャストライン 井寸会社	C V V V V V V V V V V V V V V V V V V V		しずてつジャストフイン 株式会社	しずてつジャストライン 株式会		しずてつジャストライン 株式会社		しずてつジャストライン 株式会社		」ずてつジャストライン 株式会社		しずてつジャストライン 株式会社		しずてつジャストライン 株式会社		、ずてつジャストライン 株式会社		ずてつジャストライン 株式会社		ずてつジャストライン 株式会社		しずてつジャストライン 株式会社
		3			()	(3)	(3)		<u>4</u>															
,雷行 桑森 夕	(申請番号)	十 井 川 砕 寺 綽 介	人开川 死/丰 縣 ①	十十二百年第二	大井川"焼津線"②	の 5 年 学 二 十 十	人井川冼泽稼⑤	十十二十十十 十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	大井川焼津線(4)															
	起点	大井川	庁舎	大井川	<b>庁</b>	焼津	駅前	焼津	票															
運行系統	経由地	焼 神 市 福 記	前	グランリ	ベード	グランリ	バー前	焼津市立	病院前															
ועיז	終	焼津	駅前	焼津	駅前	大井川	庁舎	大井川																
松谷	キュロ程	往21.7km	復 km	往24.0km	復 km	往 km	復24.4km	往 km	復21.9km															
"""	剿日 行教	350 I	i I		359H	350	359⊟		117 <u>B</u>															
"""	剿回 行数	300 FI	[i		417.5旦	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	659.5回		58.5回															
利便增進	<b>压料例措置</b>																							
4	運行態様の別	改编宁曲;雷行	阳恢左为走门	B6 《古 】	路線定規建行	路線定期運行		路線定期運行		} <u>‡</u>	路線定期運行													
地域内フィー (別表	基準ハで 該当する 要件	<b>→</b>	(	•)	$\in$	4	$\in$	•)	$\subseteq$															
7イーダー系統の基準適合 別表7及び別表9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	五十海大住線焼津ホウェニ	工務続いた接続	五十海大住線焼津	市立病院則八人停にて接続	五十海大住線焼津	市立物院別へ入庁にて接続	五十海大住線焼津	市立病院削べス停にて接続															
ŚIΠ	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)	J)	(	<u>)</u>	(a	3	<b>©</b>	9	<u>@</u>															

## (<del>)</del>

- 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること

8

- 3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること
- 4.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タケシーによる運行の別を記載すること
- 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- . 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

0

7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

#### 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	焼津市
마스삐워크	が手巾

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	57,470
交通不便地域等	

交诵不便地域等の内訳

. <u>四十尺20% 寸 07 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>		
人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
焼津市地域公共交通網 形成計画	平成30年3月30日	平成31年度

#### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合 には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸 局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 5 添付地図 赤色部分以外が、人口集中地区以外の地区



出典:地理院地図